

## 法曹一元制度の長所と短所（臨時司法制度調査会意見書より）

そ の 他	
長 所	短 所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在野法曹が司法運営に責任を持つということが明確になり、円滑で能率的な司法運営が期待できる。</li> <li>・ 円滑な司法運営のために、法曹一元の制度の確立による、在朝在野の法曹の対立感の一掃、裁判所に対する法曹全体の協力態勢が必要。</li> <li>・ 裁判官の地位の向上を図るには、法曹全体で、法曹一元の制度が有用である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 英米の法曹一元の制度は、それぞれに特有な歴史的・社会的背景のもとに自然にできあがったものである。</li> <li>・ 判例法主義である英米で成立した制度は、成文法主義である我が国には、直ちには導入できない。</li> <li>・ 法曹一元の制度に必要な、法曹全体、特に弁護士全体の中の一体感・国民の信頼が欠けている。</li> <li>・ 司法の根幹に関する改革であり、一般国民に支持する熱意がない以上は実行できない。</li> </ul>

### 臨時司法制度調査会の結論（意見書P48）

「法曹一元の制度は、これが円滑に実現されるならば、わが国においても一つの望ましい制度である。

しかし、この制度が実現されるための基盤となる諸条件は、いまだ整備されていない。したがって、現段階においては、法曹一元の制度の長所を念頭に置きながら現行制度の改善を図るとともに、右の基盤の培養についても十分の考慮を払うべきである。」

### 法曹一元制度実現のための前提条件（臨時司法制度調査会意見書より）

- 1 法曹人口の飛躍的増加
- 2 弁護士の地域的分布の平均化等
- 3 弁護士に対する国民の信頼度の向上
- 4 弁護士の職域拡大
- 5 法曹と国民生活との親近性
- 6 国民の法意識の向上
- 7 弁護士の公共的性格の強化等
- 8 弁護士の執務の共同化
- 9 検察官の職務内容についての改革
- 10 裁判官の職務内容についての改革
- 11 裁判官の待遇の改善等
- 12 精神面における法曹一体感の強化